

31 総総企第 698 号  
令和 2 年 1 月 20 日

東京都地方独立行政法人評価委員会  
委員長 矢崎 義雄 殿

東京都知事  
小池 百合子  
(公印省略)

#### 公立大学法人首都大学東京の役員報酬支給基準の変更について

標記の件について、別紙令和元年 12 月 1 日付 31 公大首総総第 848 号により、公立大学法人首都大学東京の役員報酬の支給基準を変更した旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条で準用する同法第 49 条第 1 項の規定に基づき、通知します。



31公大首総総第848号

令和元年12月1日

東京都知事

小池百合子 殿

公立大学法人首都大学東京

理事長 島田晴雄



役員に対する報酬の支給の基準の変更について (届出)

令和元年12月1日付で、役員に対する報酬の支給の基準について、以下のとおり変更いたしましたので、地方独立行政法人法第48条第2項及び同法第56条の規定に基づき、届出いたします。

【変更前】

常勤役員

| 号給 | 年俸額          |
|----|--------------|
| 1  | 14,282,000 円 |
| 2  | 15,395,000 円 |
| 3  | 16,548,000 円 |
| 4  | 18,106,000 円 |
| 5  | 19,522,000 円 |
| 6  | 20,938,000 円 |

非常勤役員

| 職  | 日額       |
|----|----------|
| 理事 | 35,200 円 |
| 監事 | 31,700 円 |

【変更後】

| 号給 | 年俸額          |
|----|--------------|
| 1  | 14,342,000 円 |
| 2  | 15,459,000 円 |
| 3  | 16,617,000 円 |
| 4  | 18,181,000 円 |
| 5  | 19,603,000 円 |
| 6  | 21,026,000 円 |

| 職  | 日額       |
|----|----------|
| 理事 | 35,300 円 |
| 監事 | 31,800 円 |

【適用年月日】

常勤役員 平成31年4月1日

非常勤役員 令和2年4月1日

